

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 13 日

浦安市教育委員会教育長 船 橋 紀美江



教育委員会規則第 1 号

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 4 年教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (月額)	
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	6,120円	
	牛乳を供給しない学校給食	4,960円	
	牛乳のみの学校給食	1,160円	
	第 1 学年の 4 月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	4,320円
		牛乳を供給しない学校給食	3,480円
		牛乳のみの学校給食	840円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	7,140円	
	牛乳を供給しない学校給食	5,980円	
	牛乳のみの学校給食	1,160円	
	第 3 学年の 3 月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	5,040円

	牛乳を供給しない学校給食	4,200円
	牛乳のみの学校給食	840円

別表第2を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (日額)
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	360円
	牛乳を供給しない学校給食	290円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	420円
	牛乳を供給しない学校給食	350円

別記第2号様式中「停止及び再開希望日」を「停止・再開希望日」に「停止及び再開理由」を「停止・再開理由」に改める。

別記第3号様式中「停止又は再開希望月」を「停止・再開希望月」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。